

○登別市立図書館条例

昭和47年3月28日

条例第4号

改正 昭和49年3月29日条例第5号

平成12年3月30日条例第18号

平成24年3月28日条例第3号

平成26年3月28日条例第6号

(設置)

第1条 市に図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき
図書館を設置する。

(平26条例6・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 登別市立図書館

位置 登別市中央町5丁目21番地1

2 登別市立図書館(以下「図書館」という。)に分館を置き、その名称及び位置は、次の
とおりとする。

名称 アーニス分館

位置 登別市中央町4丁目11番地

3 教育委員会は、図書館資料を広く市民の利用に供するため、必要に応じ、配本所を設け
ることができる。

(平26条例6・一部改正)

(目的)

第3条 図書館(分館を含む。以下次条において同じ。)は、図書、記録その他必要な資料を
収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等
市民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(平26条例6・一部改正)

(業務)

第4条 図書館は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行なう。

(1) 法第3条に掲げる事項に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(平26条例6・一部改正)

(職員)

第5条 図書館に館長及び必要な職員を置く。

(協議会)

第6条 図書館に、法第14条の規定に基づき登別市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の任命の基準)

第7条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

(定数)

第8条 委員の定数は、5名とする。

(任期)

第9条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第10条 協議会に会長及び副会長各1名をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第11条 協議会は、会長が招集する。

(定足数)

第12条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことはできない。

(委任事項)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和47年規則第9号で昭和47年4月1日から施行)

(他の条例の廃止)

4 登別市図書館建設基金条例(昭和43年条例第16号)は、廃止する。

附 則(昭和49年条例第5号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第18号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

この条例は、平成26年8月1日から施行する。